

一 第2章 海上保安庁の政策目標及び達成状況 一

第1章のような海難の現況を踏まえ、海上保安庁では次のとおり政策目標を設定し、海難の減少に向け各種施策を講じています。

1 第10次交通安全基本計画

交通安全対策基本法に基づき中央交通安全対策会議において作成された「第10次交通安全基本計画（計画期間：平成28年度から平成32年度）」では、「海難等のない社会を目指して」を基本理念とし、海上交通の安全について、次のとおり目標が定められています。

(1) 2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。

【達成状況】

平成28年においては、2,007隻となっています。



(2) ふくそう海域*における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

*船舶が多数通航する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港

第2章 海上保安庁の政策目標及び達成状況

【達成状況】

平成28年においては、ふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通航隻数100万隻あたり76隻となっており、低発生水準を維持し、また平成22年から引き続き平成28年においても大規模海難の発生はゼロとなっています。

(3) 海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。

【個別目標】

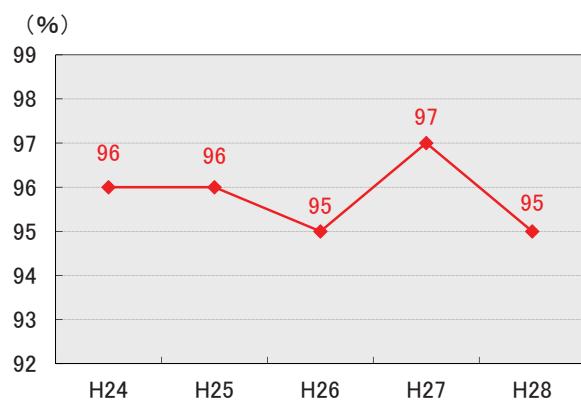
- ・20トン未満の船舶からの海難による海中転落の救助率35%以上
- ・海上保安庁が認知した船舶事故及び船舶からの海中転落事故のうち、海難発生から2時間以内に認知したもの割合（以下「2時間以内関知率」という）85%以上

【達成状況】

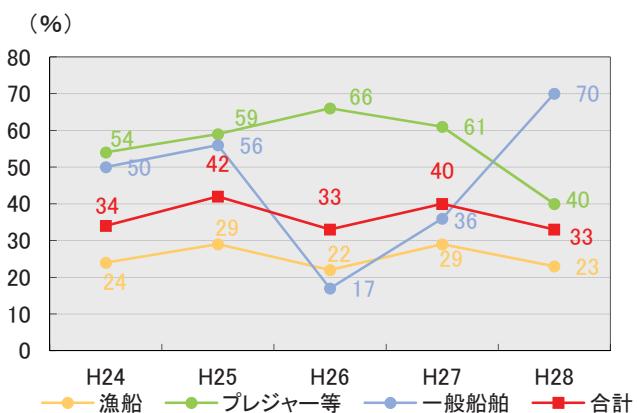
平成28年の要救助海難に対する全体の救助率は95%となっています。

また、平成28年の20トン未満の船舶からの海中転落の救助率は33%、2時間以内関知率は75%となっています。

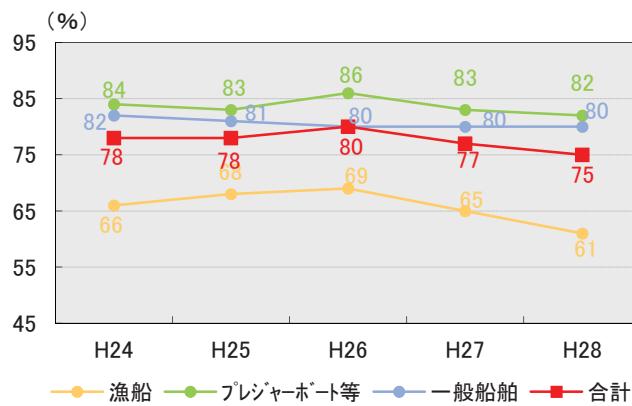
【要救助海難に対する全体の救助率】



【20トン未満の船舶からの海中転落者救助率】



【2時間以内関知率】



2 第3次交通ビジョン

「2020年代中に現在の船舶事故隻数を半減させることを目指すべき」とした長期的な目標の達成を考慮し、海域や船舶種類等の特徴に応じた海難防止施策を重点的に展開するに当たり、次の計画目標が定められています。

(1) ふくそう海域における衝突・乗揚事故の低発生水準の維持

海上交通センターの機能充実等の施策を推進し、平成22年7月の港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行以降、航路及び航路付近海域では、衝突・乗揚事故（総トン数100トン以上の船舶又はAIS搭載船舶に限る）が大幅に減少しており、この水準であるAIS搭載船舶の通航隻数100万隻当たり76隻（平成22年7月から平成25年6月までの3年間の平均発生水準）以下を維持することを目標とする。

【達成状況】

平成28年においては76隻となっています。



(2) 港内等における衝突・乗揚事故の減少

一元的な船舶の動静監視・情報提供体制を整備する港内等において、情報提供の対象となる船舶の衝突・乗揚事故を、平成20年から24年までの年平均に対して、半減させることを目標とする。

【達成状況】

現在、平成29年度末の運用開始を目指し、東京湾における一元的な船舶の動静

監視・情報提供体制の整備を進めています。

(3) 小型船舶における事故の減少

海難防止指導・取締りの充実強化等の施策を推進し、小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）の事故のうち、不可抗力によるものを除く約7割の事故について、平成20年から24年までの年平均1,343隻に対して、約3割減少させることを目標とする。

【達成状況】

平成28年においては1,071隻となっています。

